

消費税の逆進性と消費税増税が マクロ経済に与える影響

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（企画担当）付 梅田 政徳

1. はじめに

わが国の財政状況は、債務残高対GDP比が198%（2010年末）となるなど極めて厳しい状況にある。加えて、少子高齢化の進展により、今後、社会保障費の増加も見込まれる中、今後の社会保障制度、財政の持続可能性を確保するためには、必要財源の安定的確保が必要となる。このため、現在、政府・与党においては、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案及びその必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について検討を進めており、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向けて、「まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」ことを盛り込んだ「社会保障・税一体改革成案（以下「成案」）」が6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部決定された。

消費税については、特定の世代に負担が偏らず、広く薄く負担を分かち合うことができることや税収が景気の動向によって比較的左右されにくく安定的であることなどの特長を有する一方、低所得者ほど所得に占める消費税の負担割合が重くなる逆進性の問題があるのではないかとといった議論や消費税率引き上げがマクロ経済にマイナスの影響を与えるのではないかという議論がある。そのため、内閣府において、これらの論点について有識者に意見を求め、その意見を基に「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」をとりまとめ、5月30日の第9回社会保障改革集中検討会議に報告した。

本稿では、「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」から、これら消費税に関する論点についての整理の一部を紹介する。

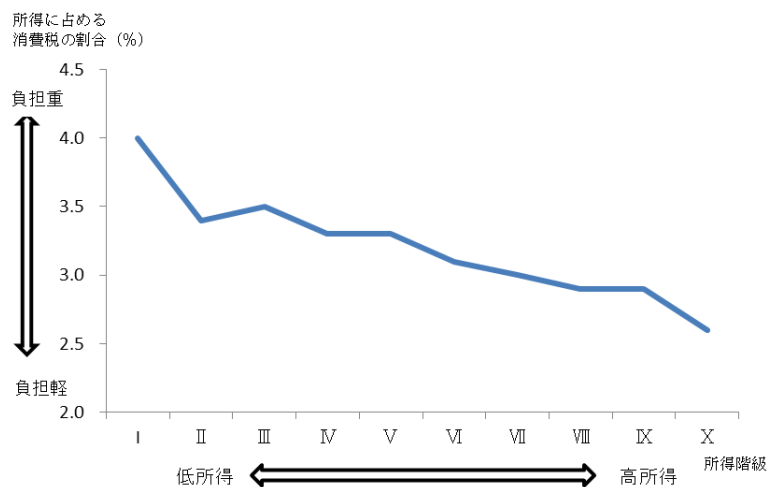
2. 消費税の逆進性について

消費税の逆進性は、所得に対する消費税の負担率が、低所得者にとって重く、高所得者ほど軽くなることを指し、このことから税の負担が不平等、不公平となるという批判を招くものである。通常、消費税の逆進性を議論する場合には、ある一時点における消費税の負担額と、所得額が比べられる（図1）。

しかしながら、現役期には貯蓄し、退職後には資産を取り崩すことにより一定水準の消費を両期間を通じて行うという単純なライフサイクル・モデルに基づき考えると、消費税負担は、消費性向の低い現役期で軽く、消費性向が高くなる退職後の老年期に重くなることがわかる。したがって、たとえ生涯所得が同じ2人であっても、調査時点で一方が現役期で、もう一方が老年期であれば、対所得比で消費税負担に違いが生じることとなるが、この「違い」は単に調査時点における年齢の違いを反映したものであって、「不公平」を意味するものではない。消費税をどのような所得に対して計測するべきかという論点は、1980年代から経済学者の間では課題とされてきたものであり、国内外において、生涯所得でみた逆進性についての研究がなされている。例えば、日本の研究では、大竹・小原（2005）において、消費の大きさは、生涯所得の大きさを反映しているはずだと考え、

消費の大きさに応じて階級を分け、各階級毎の負担を計算しているが、ここでは、高所得者層の方がより大きな消費税負担をしており、「むしろ累進的ですからある」という結果が出ている（図2）。橋本（2010）では、対生涯所得でも依然逆進性を持つことを指摘しているが、その結果からは、生涯所得でみた方が逆進性はやや緩和されていることも確認できる（図3）。諸外国の研究においても、生涯所得でみた場合には、ある一時点の所得に基いて計測された逆進性よりも小さくなるという研究が多くみられ、生涯所得でみた場合には、消費税の逆進性は小さくなるものと考えられる。このように、消費税の逆進性については、計測上の問題があり、ある一時点の所得で見た逆進性がそのまま「不公平」を意味するものではないと考えられる。

（図1）一時点の所得でみた逆進性

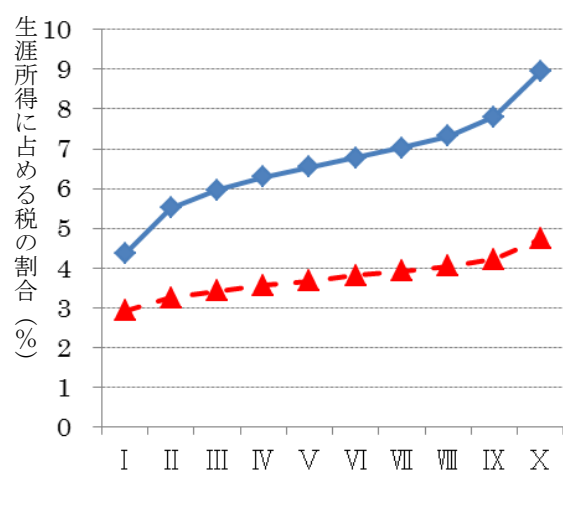
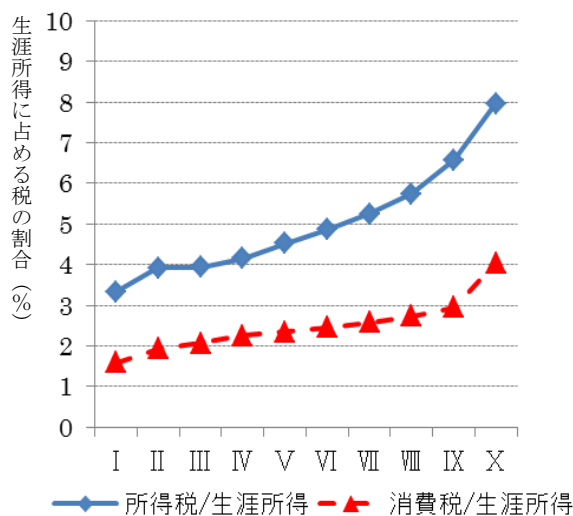


（注） 橋本（2010）表1より作成。元のデータは「家計調査年報」（2007年）に基づくが、課税ベースとして消費支出全体を用いているため、実際よりも少し大きく推計されている。

（出所） 橋本（2010）表1より作成

（図2）生涯所得で見た逆進性の計測例1

（1）1999年度全国消費実態調査を用いた計測 （2）2009年度全国消費実態調査を用いた計測



（出所）（1）大竹・小原（2005）図3

（2）大竹・小原（2005）と同様の手法により内閣府作成

(図3) 生涯所得で見た逆進性の計測例2

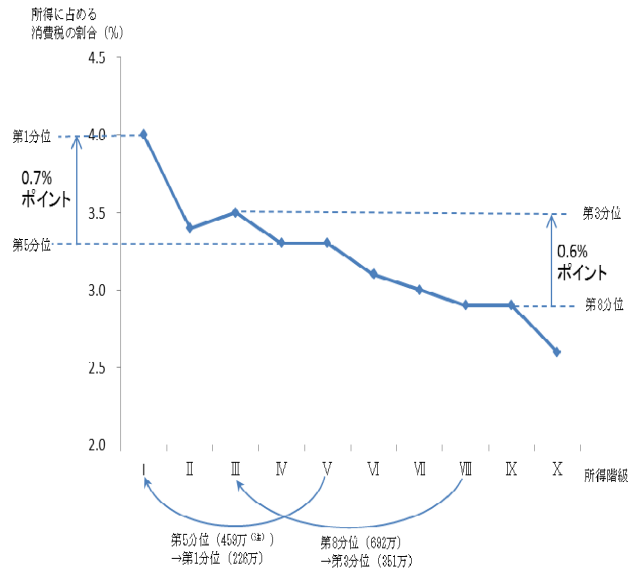
(1) 企業規模別学歴規模別消費税の生涯負担率
(橋本[2010]によるシミュレーション結果)

(2) 年間所得が約2倍異なる所得分位間
みた消費税負担率の違い

	生涯所得 (万円)	生涯消費税 (万円)	負担率
大卒大企業	40,056.2	1,259.0	3.14%
大卒中小企業	32,126.0	1,079.9	3.36%
高卒大企業	31,677.8	1,081.5	3.41%
大卒零細企業	27,438.2	936.4	3.41%
高卒中小企業	25,278.3	891.3	3.53%
高卒零細企業	22,565.8	808.9	3.58%

1/2倍

0.5%
ポイント
程度



(注) 橋本 (2010) 表 1 より作成。(2) については図 1 の注も参照
(出所) 橋本 (2010) (左図) 表 4 より作成、(右図) 表 1 より内閣府作成

3. 消費税増税のマクロ経済に与える影響について

ここでは、消費税増税がマクロ経済に与える影響のうち、消費税率の引上げを実施する際に重要な論点となる「引上げのタイミング」と「引上げ方」の議論を紹介する。

まず、消費税の引上げはどのようなタイミングで行うべきか。これについては、(1) GDPギャップが需要超過になるかどうかという経済活動の「水準」を見るべき、あるいは(2) 成長率が潜在成長率を上回ってGDPギャップが縮小していく段階という「変化」を見るべき、という2つの異なる見解がある。

「水準」を重視する考え方は、例えば失業率が低いなど経済活動の水準が高いことから、マクロ経済のショックに対する頑健性が高い、ということに注目する。しかし、引上げのタイミングが後ずれし、景気があまりに成熟している、すなわち景気の「山」に近いと、ショックをきっかけに景気の下降局面に入ってしまう可能性もある。これに対し、「変化」を重視する考え方は、景気が成熟する前の勢いがある段階で引上げを行うためにショックがあっても景気の腰を折る可能性が低いということに注目するものである。後述するように、「段階的」に所要の税率まで引上げを行うためには、景気が成熟する前に引上げを始めることが必要である。

消費税率を引き上げたOECD諸国の事例を見ると、1980年以降に付加価値税を増税した71事例のうち、GDPギャップが需要超過の時に引き上げている事例が23事例あるのに対し、供給超過の時に引き上げている事例の方が48事例と多い¹(図4)。リーマン・ショック後の引上げ事例18事例を除いても、この結果は変わらない。これらの18事例はすべてGDPギャップが供給超過の状況で付加価値税率引上げが行われているのは注目し得る。足元の弱い経済状況に対して、さらにマイナスの効果があるかもしれないというデメリットと、財政状況の更なる悪化を防ぎ、かつ長期

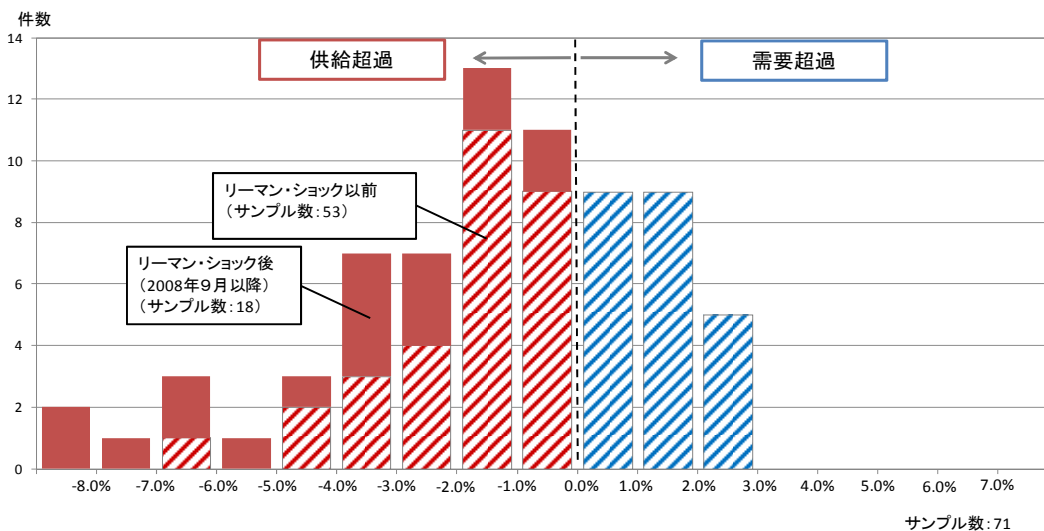
¹ この中には、ギリシャのように、リーマン・ショック以降の経済低迷の中でも財政健全化を迫られて増税を実施しているような極端なケースも含まれている

的な経済パフォーマンスを改善するというメリットを勘案したうえでの政策判断を反映したものであると考えられる。

また、財政健全化の観点からは、今引き上げれば小幅の引上げで済むところが、先送りすればするほど大きな引上げが必要になり、経済に与えるショックも大きくなる。このように財政健全化を達成するための「先送り」によるコストも考慮すると、先進諸国の多くの例にみられるように、景気が成熟する前、勢いのある段階で引上げを始めることが望ましい。

次に、消費税率の引上げ方について見てみると、日本経済については、1997年の経験を基に、消費税率の引上げの方法を何通りかシミュレーションした内閣府試算によれば²、一度に5%も引き上げるような場合にはショックが大きいため、経済が不安定化する可能性があることが示されている。こうした面からは段階的な税率引上げが望ましい。ただし、引上げ幅を具体的に決める際には、財政支出の増減が及ぼす効果を含めた経済への影響、必要な増収の大きさなど財政面の見通しや、徴税コストや企業活動への影響など実務上の問題も十分踏まえて、検討すべきである。

(図4) 付加価値税増税時の GDP ギャップ



(注) 1. 対象国：1980年以降に付加価値税（VAT）を増税した OECD 諸国（資料の制約上、GDP ギャップの公表値がないケースを除く）
 2. GDP ギャップは暦年ベース
 (出所) EC "VAT Rates Applied in the Member States of the European Union 2011"、
 OECD "Consumption Tax Trends 2010"、各国資料から作成

4. おわりに

消費税の逆進性については、生涯所得で見るとある一時点の所得で見た場合に比べるとその逆進性は緩和されるという計測上の問題が存在する。このため、これがどの程度「不公平」を意味するか疑問なしとしない。とりわけ、高齢化の進展に伴い、ストックを多く持ちながら、フローが少ないという高齢者が増加している現状では、通常の意味で用いられる「逆進性」の妥当性は、徐々に薄れている。

消費税増税のマクロ経済に与える影響としては、(1) 引き上げのタイミングについては、「水準」よりも「変化」を重視し、景気が成熟する前の勢いのある段階で引き上げることが望ましく、(2) 消費税率の引上げについては、一度に大幅に引き上げるような場合にはショックが大きく、経済が

² 内閣府「中長期の道行きを考えるための機械的試算」（2009年6月23日）

不安定化する可能性があるため、こうした面からは段階的な税率引上げが望ましい。

今後、社会保障と税の一体改革については、「成案」を基に、消費税について具体の制度設計や、引上げのタイミング、引上げ方等についての詳細な議論が進められるものと考えられる。その際には、本稿において紹介した議論も参考に、我が国が直面している財政状況、その時々々の経済状況を見極めつつ、社会保障のコストが将来に先送りされることのないよう、社会保障給付にかかる安定財源を確保と財政健全化を同時に実現するための制度確立に向けた議論がなされることが期待される。

(参考)

社会保障・税一体改革成案（平成 23 年 6 月 30 日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf>

社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書（平成 23 年 5 月 30 日 内閣府）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/syutyukento/dai9/siryoku3-4.pdf>

大竹文雄・小原美紀(2005)「消費税は本当に逆進的かー負担の『公平性』を考える」,『論座』第 127 号, pp.44-51.

橋本恭之 (2010)「消費税の逆進性とその緩和策」,『会計検査研究』No.41, pp.35-53.

(うめだ・まさのり)